

一般セーフガードの本発動等に関する意見書

一般セーフガード暫定措置の期限が切れた後、政府調査によればネギ、生シイタケ等の輸入数量は暫定措置発動前の水準に戻り、生産者は再び輸入急増と価格下落の危機に直面しております。この間、生産者は、高品質への生産技術向上、コスト低減、経営構造等の改善に取り組んでおりますが、こうした産地改革は短期間では無理であり、本発動されることを強く望んでおります。

一方、中国は国際ルールを無視した不当な対抗措置を継続し、秩序ある輸入を求める我が国の主張に全くこたえようとしない態度は容認することはできず、本発動の先送りはWTO協定に基づく正当な権利の行使を放棄するものと言わざるを得ません。

我が国は、世界最大の食糧輸入国であり、多くの消費者は新鮮で安全な国産農産物を望んでいることから、消費者の要望にこたえられる農産物生産と自給率向上に努める必要があります。

また、食料・農業・農村基本法のもとで、農業経営の維持・発展による活力ある農業の振興は、地域経済の安定と安全な食糧の安定供給を求める地域共通の願いであります。

よって、政府におかれては、地域農業の維持・発展のため、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 ネギ、生シイタケ等の一般セーフガードの本発動を早期に実現すること。
- 2 輸入農産物に対抗できるよう、経営の安定や生産流通体制の整備など野菜等の生産流通対策を充実強化すること。
- 3 WTO農業交渉において、青果物の特性を踏まえ、輸入急増の実態に即し、セーフガードを機動的・効果的に発動できる手続の実現を強く主張すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月21日

(提出先)内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣